

契 約 書 (案)

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とはデジタルフルカラー複合機（以下「複合機」と
いう。）の賃貸借および保守に関し次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に複合機を賃貸するとともに、複合機の機能保全のために
定期的および臨時に乙の技術員を派遣し、常に正常な状態で複合機が作動
するように保守および調整を行うものとする。

（対象となる機器および契約内容）

第2条 本契約の対象となる機器は、次のとおりとする。

（複合機の名称・機種を記載） 1台

設置場所 福井県立大学小浜キャンパス海洋生物資源学部棟 5階

2 契約内容は、別紙デジタルフルカラー複合機賃貸借・保守仕様書のと
おりとする。

（契約料金）

第3条 複合機の賃貸および保守にかかる料金は次のとおりとする。

賃貸借料	1カ月	円
保守料		
モノクロ	1枚当たり	円
カラー	1枚当たり	円

ただし、複合機の保守調整等に必要とされる部品（用紙、ステー
プルカートリッジは除く）の費用は、全て保守料に含むものとする。
（その他の付加サービス料金がある場合、月毎の定額部分は賃貸料
に、枚数比例部分は保守料に含めることとするが、落札者決定後、
必要と認められる場合は、上記と分けて表記する。）

（契約期間）

第4条 契約期間は、次のとおりとする。

平成31年4月1日～平成36年3月31日

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額
について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

(保守の実施)

- 第5条 乙は、複合機の保守・調整を行なうため定期的に乙の技術員を設置場所に派遣して、点検、調整および消耗品の交換を行わなければならない。
- 2 複合機が故障した場合は、甲の請求により乙は、直ちに技術員を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障のないようすみやかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 複合機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き乙の負担とする。
- (1) 甲の故意または取扱上の重大な過失による場合
 - (2) 乙または乙の指定した者以外による改造修理および分解を行った場合
 - (3) 天災地変その他これに類する災害による場合

(契約代金の請求)

- 第6条 乙は、複合機の賃貸料について甲の指定する検査職員の確認を受けた後、第3条に定める金額を甲に対し1箇月ごとに請求するものとする。
- 2 乙は、複合機の保守料について毎月分の積算カウンターの数値を翌月初めに甲の指定する検査職員の検査を受け、甲の使用した複写枚数から不良コピー、テストコピーおよび乙が点検または調整のために使用した分を控除した枚数に第3条に定める単価を乗じた金額を甲に請求するものとする。

(契約代金の支払)

- 第7条 甲は、前条による適正な請求書を受領した日の属する月の翌月の25日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に契約代金を支払うものとする。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により契約代金が前項に定める日までに支払われなかったときは、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(消費税および地方消費税)

- 第8条 消費税および地方消費税に関しては、第6条で算出して金額に100分の8を乗じて得た消費税相当額を加算して甲に請求するものとする。ただし、計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。なお、この契約締結後、消費税および地方消費税の税率が変更された場合は、変更契約をすることとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務はこれを第三者に譲渡または承継してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(危険負担)

第10条 乙は、乙の技術員等が甲の敷地内でする行為の全てについて責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙およびその技術員は、複合機の賃貸および保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用してはならない。

(契約の変更)

第12条 契約期間中に契約改定に必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ変更することができる。

(解除権および損害賠償)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

2 乙は、その責に帰すべき理由により甲または第三者に損害を与えた場合、および前項により契約を解除された場合は、これにより生ずる損害を賠償しなくてはならない。

(設置場所)

第14条 甲は、複合機の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するものとする。

(契約保証金)

第15条 A 乙は、甲に契約保証金として、毎月モノクロコピーを1,400枚、カラーコピーを2,300枚複写した場合の1年間の契約金額に相当する額の100分の10以上の金額を納入するものとする。

B 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(落札者によりどちらかを選定する。)

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項および契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(改元への対応)

第17条 この契約における改元後の日付については、新元号の当該日付に読み替えるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうち、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 林 雅 則

乙